

「脳卒中・心臓病市民公開講座」実施業務委託に係る公募型プロポーザル 実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「脳卒中・心臓病市民公開講座」実施業務委託の受託候補者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

（1）委託業務名

「脳卒中・心臓病市民公開講座」実施業務委託

（2）業務内容

別紙1「脳卒中・心臓病市民公開講座実施業務委託仕様書」のとおり

※ 契約締結時の仕様は、この要領に示す内容及び応募者から提案があった内容に基づき、変更することがあります。

（3）委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 委託費の上限額

1カ所あたり300千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次のいずれの要件も満たす者とします。

- （1）循環器病（脳又は心臓病）の入院治療を行う医療機関
- （2）提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- （3）プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- （4）宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- （5）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人の場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業者の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 13 条第 1 項第 10 号に規定する制限行為能力者
- セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

5 プロポーザルへの参加手続き

（1）質問の受付

プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問書（様式第 3 号）」を令和 7 年 6 月 10 日（火）17 時【必着】までに電子メールで提出してください。質問への回答は、6 月 16 日（月）に県のホームページで公開します。

（2）参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）」を6 月 18 日（水）17 時【必着】までに電子メールで提出してください。参加申込書提出後、事情により参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を6 月 25 日（水）17 時【必着】までに電子メールで提出してください。

（3）提出先

「11 提出先・問い合わせ先」に同じ
（提出後、必ず電話で到達を確認してください。）

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の①～④の書類を電子データにて提出してください。

提案は参加1医療機関につき1か所までとします。

① 企画提案書（様式任意）

- ・ 別紙1「脳卒中・心臓病市民公開講座」実施業務委託仕様書を参照の上、A41枚程度で事業の概要を提案してください。
- ・ 本事業の目的、趣旨に沿った提案であり、委託費の上限の範囲内であれば、独自要素として実施項目を追加して差し支えないものとします。

② 概算見積書（様式任意）

- ・ 本委託業務の実施に伴うすべての経費を算出し、見積書を提出してください。
- ・ 経費の内訳が具体的にわかるように記載してください。

③ 医療機関概要（様式第2号）

④ その他参考となる書類

(2) 提出期限

令和7年6月24日（火）17時【必着】

(3) 提出先

「11 提出先・問い合わせ先」に同じ

（提出後、必ず電話で到達を確認してください。）

7 審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書等により、書面審査を行います。（提案の内容について個別にヒアリングを実施する場合があります。）

(2) 審査基準

別紙2「「脳卒中・心臓病市民公開講座」実施業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準」により審査を実施します。

(3) 採択方法

採択にあたっては、以下の①～③の順番で決定する。

- ① 応募のあった医療機関うち、富山県内の医療圏（富山・高岡・新川・富山）の各地域において最も評価の高い医療機関を1か所ずつ採択する。
- ② 応募のあった医療機関（①で採択された医療機関を除く）の中から評価の高い順番で採択する。
- ③ ①及び②を合わせて最大4カ所採択するものとする。

(4) 審査結果

後日、書面で採否を通知します。

なお、審議結果に対する異議申立てはできないものとします。

また、次の事項については、県のホームページで公表します。

ア 選定した受託候補者の名称

イ 受託者候補者の選定理由

8 契約締結

- (1) 受託候補者は、県と協議のうえ最終的な仕様を確定し、委託契約を締結するものとします。
- (2) 委託費及び契約の詳細については、業務委託仕様書に定めるもののほか、別途協議して決定します。

9 留意事項

- (1) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
 - ア 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
 - イ プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (2) プロポーザルの参加に要するすべての費用は、参加者負担とします。
- (3) 業務遂行に関する重要な事項については、その都度、県の指示に従い、遂行するものとします。
- (4) 受託事業者は、委託事業を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。委託業務終了後も同様とします。

10 スケジュール

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 質問書提出期限 | 令和7年6月10日(火) 17時 |
| (2) 質問書への回答(県) | 令和7年6月16日(月) |
| (3) 参加申込書提出期限 | 令和7年6月18日(水) 17時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和7年6月24日(火) 17時 |
| (5) 結果通知発送, 受託候補者公表(県) | 令和7年7月4日(金) |
| (6) 契約締結 | 令和7年7月中旬 |

11 提出先・問い合わせ先

富山県厚生部健康対策室健康課がん対策推進担当 城

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL : 076-444-3224 FAX : 076-444-3496

E-mail : akenkotaisaku@pref.toyama.lg.jp

(提出後は、必ず電話で到達を確認してください。)